

○茨城県立医療大学附属図書館学外利用者公開細則

〔 平成7年4月6日 〕
〔 第1回 教授会 〕

(趣旨)

第1条 この細則は、茨城県立医療大学附属図書館利用規程（平成7年医療大訓第32号。以下「利用規程」という。）第3条第3号の規定に基づく図書館の利用に関し、利用規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号の一に該当し、調査研究を目的とする18歳以上の者とする。ただし、大学等受験のために利用する者は除く。

- (1) 茨城県内に居住する者
- (2) 茨城県内の学校、事業所等に勤務又は通学する者
- (3) 相互利用により、他大学図書館等の紹介状を持つ者
- (4) 本学の卒業生
- (5) 本学を退職した教職員

(利用日)

第3条 前条に規定する者が利用できる日は、利用規程第5条に規定する休館日を除く日とする。

(利用時間)

第4条 利用時間は、利用規程第5条に規定する時間とする。

(利用手続き)

第5条 図書館の利用を希望する者は、利用申込書に所定の事項を記入し、図書館長に提出しなければならない。

- 2 図書館長は前項の申込書により利用目的が適当と認めたときは、申込書に当該年度有効の利用証を交付するものとする。
- 3 有効期限の過ぎた利用証は、図書館に返却するものとする。
- 4 利用者は、住所等が変更になったときは、速やかに図書館に連絡し、所定の手続きを経なければならない。

(利用の範囲)

第6条 利用規程は、学外利用者にも準用するものとする。

- 2 図書館の学内利用状況に応じては、学外利用者の利用を制限することができる。

(その他)

第7条 この細則の実施について必要な事項は、図書館長が定める。

付 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。